

手塚良斎「医学所御用留」(九)

深瀬 泰旦

慶応三年

周防守殿御渡御書付写 大目付 (八四丁ウ)

主上<sup>1</sup>崩御二付 御目見以上之面々、代並髮剃候義追て相達候

右之通旧臘廿九日於京都被 仰出候間、万石以下之

面々江不洩様可被相達候

正月四日

一、普請鳴物停止之事

右之通相触候 (八五丁オ)

一、主上崩御被遊候二付、松かさり取払殿中平服之旨、大

目付播磨守殿<sup>3</sup>御達之事

右之通正月五日廻状之事

一、元大手前二大隊山本長安、安井玄達附属二月二日、三

日兩日二着二相成申候事、同四日奥山元省附属小川町一大

隊帰二相成候事

御番医師並 歩兵屯所附取締

手塚良斎

御番医師並 歩兵屯所附取締 (八五丁ウ)

手塚良斎

私義昨慶応元丑年五月十五日新規被 召出御番医

師並被 仰付歩兵屯所附医師取締被仰渡

御進発御供被 仰付在勤罷在此度帰府仕候処、拝領屋

敷無之御座候間、屋敷被下置候様此段奉願候以上

寅十月

御番医師並 歩兵屯所附取締

手塚良斎

右十月廿九日草庵出當調役組頭中川席一郎江相渡 (八六丁オ)

歩兵屯所附御抱医師、杉田杏斎、相川洪道、桐原鳳卿、

中村謙三之四人、拝領屋敷願出、十二月三日草庵持役

出當組頭前同人江相渡、同月晦日願之通河内守殿被仰

渡旨、織田宮内大輔殿被申渡候

四月廿八日於京師手塚良仙被召出御番医師並取締被仰

付候事

一、西丸下二大隊上京被仰付、附属奥山元省、相川洪道、

吉田宗琢、芥木元春之四人被仰付候事、出立ハ五月十五日、

十六日、十七日、十八日之四日ニ出立之事 (八六丁ウ)

一、五月十七日奥山元省事取締介被仰付候事

藏前御扶持方証文之写 用紙程紙

請取申御扶持之事

米合式石九斗者 但式拾人扶持也

右是ハ当卯七月 請取申処実正也、仍て如件

慶応三卯年六月

吉岡栄之助殿

酒屋義輔殿

一、加奈川御抱兵附属宮内陶亭六月二日、清助同日、隊附属小川町屯所江着之事、同人門人高松謙齋前日病兵附帰府之事

一、同断四月<sup>3</sup>戸塚静甫並手伝門人兩人附属帰府相成候事

帰府御届

御番医師歩兵屯所附取締

戸塚静甫

同人手伝門人

関 玄祥

同断

内山俊英

歩兵屯所附医師

(八七丁ウ)

宮内陶亭

同人手伝門人

高松謙齋

右今般御抱歩兵組附属帰府仕候、依之此如御届申上候以上

卯六月五日

医師取締

一、此度諸願向並御届書之類、半紙豎紙二認メ差出候様可致、尤進達二相成候趣ハ半切二認メ別段半紙二認メ候分、一同差出し可申旨達し有之候事

一、六月八日砲兵医師三浦文卿神文状出殿にて駒井甲斐守

江差出し候事

(八八丁オ)

其例左之通り、用紙糊入紙二ツ折上包半紙にて折かけ

上

三浦文卿

一筆啓上仕候、然者私義先達中より冒寒症にて相勝不申、押て出勤罷在候処、此節二至持病之傷冷毒膝関節痛発動、步行難相成急々出勤仕兼候、仍之日本之神、偽無御座候

恐惶謹言

三浦文卿

(八八丁ウ)

藤 志摩守殿

駒 甲斐守殿

山 駿河守殿

竹 丹後守殿

右之通り

一、御雇医師吉田昇庵義横浜表江出立<sup>7</sup>為致可申旨、於御殿岡田左一郎被申聞即日相達候事

一、手塚良仙御番医師並被仰付候二付、御扶持方御証文願

差出し候事

転宅奉願候書付

(八九丁オ)

歩兵屯所付医師

宮内陶亭

私義此度浜町陸軍奉行並支配勤仕並津田武左衛門由緒

右地面之内五拾坪相心之家作も有之候間、借地転宅仕度

此段奉願上候以上

右転宅願当月十日陸軍奉行並被仰付候合原左衛門殿殿手許

江差出し候事

右願書六月廿日相済、同廿一日転宅御届書差出し候事

(八九丁ウ)

一、卯正中旬頭冷ニ付著髮仕度願書差出し候処、六月廿日美濃守殿御下札を以著髮撫附にて相勤候段不苦旨被仰渡候事、同杉田杏齋、相川洪道、同願相済候事

一、卯六月中御殿江医師控所相願候処、御二階下御鉄砲製造奉行千人頭部屋控所ニいたし候様被仰渡候間、右ニ付益暮左之通通り御殿江附届いたし候事

一金壹兩 壹人前式匁八分五リンツツ

式拾壹人之割

部屋小使之者江

一金壹分 壹人前同

式匁壹分四リンツツ

(九〇丁オ)

御坊主江

一金三百疋 同

式匁壹分四リン

御掃除番江

一金貳百疋 同

式匁四分式リン

但シ二十壹人之名面左之通り

一、小川町雉子橋通り

吉田策庵

一、加、し町七丁目横町

高島祐啓

一、八丁堀代官屋敷

戸塚静甫

一、自分

一、山本長安

(九〇丁ウ)

一、手塚良仙

一、呉服橋稻荷新道 曲直瀬正迪

一、八丁堀代官屋敷 大熊良達

一、八丁堀代官屋敷 桐原鳳脚

一、芝赤羽橋 奥山元省

一、築地小田原二丁目 石井元達

一、下谷仲御徒町 杉田杏齋

一、八丁堀代官屋敷 相川洪道

一、浜町矢ノ倉 宮内陶亭

一、麻布ギョラン 越山友仙

一、小川町表神保小路 中村謙造

一、小川町きし橋通 (九二丁オ)

伊東瑤川院様同居

一、宮内陶亭同居 難波雄玄

一、四ツ谷坂町 小林玄周

一、四ツ谷阿ら木横町 津田為春

一、木挽町三丁目 松島玄英

メ二十壹人 伊東玄民

其外御雇医師分

一、四ツ谷外伊賀町 千村礼庵

一、両国横山町 芥木元春

一、田所町 程田玄悅

一、浜町牧野越中守殿屋敷内 吉田宗琢

一、六月廿七日御召連歩兵二大隊着、始西丸下江入局之事、  
附属難波雄玄、小林文周並青木文岱、楠村鹿之(九二丁ウ)

進歸府相成候事、御殿御届之義ハ山本長安江申遣し候事

一、寅ノ拾月より陸軍附医師被召出御扶持取より御扶持之多小二不限左之通

垣川義助御役所浅草瓦町願人

一、書替所

盆暮金貳百疋ツツ

同所手代

盆暮金百疋ツツ

吉岡藤之助御役所新堀端願人壹人

一、書替所

盆暮金貳百疋ツツ

同所手代

同断金百疋ツツ

御手当扶持御雇之分人数受少々不限一同より

御蔵手代

盆暮金貳百疋ツツ

医学所規則

一、式拾人扶持被召出候者より

金五百疋 俗事役一同江

金五十疋 湯吞所之者七人江

金五十疋 御門番十三人江

一、拾人扶持取以下

一金三百疋

一金五百疋

町嶋鉄太郎

(九二丁オ)

川越助次郎

九人江

天王橋際御役宅 大西椿平

一、拾五人扶持取之者より

金壹両 俗事役一同江

金五十疋 上同断

金五十疋 上同断

(九二丁ウ)

上同断

上同断

一金五十疋

上同断

右之通り寅十二月医学所俗事役月岡勝次郎より申来り候事  
一、六月廿日蓄髮被仰付候処、逆上強く眼病相煩何分蓄髮仕兼候二付、剃髮にて勤度段願書差出し候処、七月六日別紙之通り奉行衆より以御書付被仰渡候事

申渡

手塚良斎

(九三三丁オ)

願之通り剃髮可申渡旨、美濃守殿被仰渡依之申渡

卯七月

注

(1) 主上は孝明天皇(一八三二—一八六六)。慶応二年一月二五日に急逝した。

(2) 「代並髮剃」は「月代並髮剃」が正しい。

(3) 播磨守は大目付滝川具举(???)。具知ともいう。

元治元年九月に京都町奉行から大目付に就任した。

(4) 織田宮内大輔は織田信愛。慶応二年九月一六日に高家より陸軍奉行並に就任した。

(5) 「四月」は「四日」の誤りか。

(6) 山 駿河守は山口駿河守直毅。

(7) このころには横浜においても三兵伝習がおこなわれていたの、そこへの出張と思われる。

(8) 石井元達は安井元達が正しい。

(9) 小林玄周は小林文周が正しい。